

INFO お知らせ

ミツバチを飼育される皆さんへ 転飼許可はお済みですか

来年度、ミツバチを移動して飼育する人は、転飼許可が必要です。「転飼許可申請書」を期限までに提出してください。

提出期限 9月30日(土)
※詳細は、お問い合わせください。
☎ 広島県東部畜産事務所畜産振興課 (☎084-921-1865)

農家の強い味方 「農業者年金」制度

農業者を対象とした「農業者年金」は、積み立てた保険料とその運用益を原資とした終身年金です。税制面の優遇措置も大きいので、ぜひご加入ください。

国民年金の第1号被保険者(付加年金への加入が必須)で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の農業者(国民年金の任意加入者であれば65歳まで加入可)

保険料 月額20,000円~67,000円で希望する額(1,000円単位)

※35歳未満の人は、月額10,000円から加入可。

※加入の際には、国民年金付加年金への加入が必要。

○途中脱退しても65歳から年金として生涯支給

○支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象

○年金資産の運用益も非課税

○受け取る年金は、公的年金等控除の対象

○80歳までに亡くなった場合、死亡一時金(非課税)が遺族に支給

☎ 農業委員会事務局 (☎0848-38-9491)

アイヌの方々からの様々な ご相談をお受けします

日常生活でお困りのことはありませんか? 嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などの相談もお受けします。※本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

相談専用電話
0120-771-208

受付 月~金曜
※祝日、12/29~1/3を除く

時間 9:00~17:00

●相談無料 ●匿名可 ●秘密厳守

☎ (公財)人権教育啓発推進センター (☎03-5777-1802代)

🌐 <http://www.jinken.or.jp/>

農業委員会が新体制になりました

新しい農業委員18人と農地利用最適化推進委員18人が決まりました。(令和5年7月、敬称略)

今後3年間、農地法に基づく農地の売買・貸借・転用などの許可を行うことのほか、農業に関する相談対応や地域の農地のパトロールなどを行います。

☎ 農業委員会事務局 (☎0848-38-9491)

尾道市農業委員		尾道市農地利用最適化推進委員	
山田 清 (山波町)	中司善章 (向東町)	青山基裕 (栗原町)	林原 啓 (向島町)
中司邦弘 (久保町)	吉原正紀 (向島町)	國近正有 (福地町)	奥本浩己 (向島町岩子島)
金藤祐治 (原田町小原)	村上 正 (因島田熊町)	迫 勝善 (美ノ郷町三成)	柏原 始 (因島重井町)
上峠数博 (木ノ庄町畑)	松浦徳和 (因島中庄町)	行廣文徳 (木ノ庄町木梨)	宮地眞良 (因島三庄町)
高橋泰登 (浦崎町)	村上智彦 (因島重井町)	深見和志 (高須町)	須山 猛 (因島大浜町)
松森 智 (御調町丸門田)	米田健一 (瀬戸田町荻)	檀上 健 (浦崎町)	向井 猛 (瀬戸田町林)
櫻本訓由 (御調町津蟹)	江田敏道 (瀬戸田町宮原)	小川隆三 (御調町下山田)	中田千種郎 (瀬戸田町高根)
宮迫徹也 (御調町大蔵)	佐々木崇 (瀬戸田町名荷)	金野省三 (御調町貝ヶ原)	蓼原 勲 (瀬戸田町福田)
中司睦枝 (向東町)	植原宗哉 (瀬戸田町高根)	源田芳教 (御調町綾目)	藤岡正宏 (因島原町)



市長の資産等の報告書閲覧

10月4日(水)から、「政治倫理の確立のための尾道市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、尾道市長の資産等報告書の閲覧を次のとおり行います。

閲覧時間 8:30~17:15

※土・日・祝日を除く。

☎ 秘書広報課秘書係

☎ 秘書広報課 (☎0848-38-9250)

コミュニティ活動に宝くじ助成金を活用しませんか



☎ 町内会・区長会など住民組織が、地域での活動に使用する備品等の購入にかかる費用(令和6年度に実施する事業)。

📅 10月13日(金)
※詳しくはお問い合わせください。
☎ 政策企画課 (☎0848-38-9435)

ハローワーク尾道 公式LINEのお知らせ!

ハローワーク尾道では、求職者向け・事業者向け、それぞれに公式LINEを開設し、各種情報を発信しております。

是非ご利用ください!



▲求職者向け



▲事業者向け



◀「ハロにゃん」ハローワーク尾道イメージキャラクター

☎ ハローワーク尾道 (☎0848-23-8609)

大規模な土地取引のときは届出を

土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正で合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

■対象

- 1 市街化区域の土地 2,000㎡以上
- 2 その他の都市計画区域の土地 5,000㎡以上
- 3 都市計画区域以外の区域の土地 10,000㎡以上

■届出の必要な土地取引

売買、交換、信託受益権の譲渡、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権の譲渡、地位譲渡など

■届出義務者 権利取得者(土地売買の場合は買主)

■届出期間 契約締結日を含めて2週間以内

※詳しくは、市HPをご覧ください。

☎ まちづくり推進課 (☎0848-38-9223)



▲市HP

屋外広告物(看板)を設置するときは、 事前に申請が必要です

屋外に広告物(看板)を設置・表示するときは、申請(許可・届出)が必要です。

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に表示されるもので、④看板・立看板・はり紙・広告塔・広告板、建物や工作物等に掲出又は表示されたものなどです。

この4つの要件を満たしていれば、営利目的か否かを問わず屋外広告物となります。また文字以外にもロゴマークや写真・イラストなども対象です。

屋外広告物を設置・表示する際の基準は、尾道市屋外広告物条例に規定しています。高さや表示面積・色彩・設置方法などに規制がありますので、事前に申請してください。(届出は自己の事業所等における屋外広告物の表示面積の合計が1㎡超~10㎡以下です。)

なお申請するときには、屋外広告物の表示面積・照明の有無に応じて許可申請手数料がかかります。(届出は許可申請手数料がかかりません。)

☎ まちづくり推進課 (☎0848-38-9223)

因島総合支所施設管理課 (☎0845-26-6202)

瀬戸田支所しまおこし課 (☎0845-27-2213)

今治市へ行こう! 姉妹都市情報



ともうま お供馬の走り込み

菊間町加茂神社の祭事として行われる「お供馬の走り込み」は、祭用の鞍や装飾具を着けた馬に、3歳から15歳までの少年が乗子(騎手)となり、「ホイヤー、ホイヤー」の勇ましいかけ声とともに300mの参道を駆け抜けます。

📅 10月15日(日) 8:00~11:00 ☎ 加茂神社(今治市菊間町浜1989)

☎ 今治市菊間支所 (☎0898-54-3450)

🌐 <https://kamoj.sakura.ne.jp/>